

下記の監査の結果に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法第199条第12項の規定により公表する。

令和元年7月22日

新庄市監査委員 大場 隆司

新庄市監査委員 高橋 富美子

記

- 1. 監査対象 升形児童館の平成30年度の施設管理に係る事務の執行について
- 2. 対象団体 升形児童館管理委員会（指定管理者）
- 3. 監査期間 令和元年5月21日から令和元年6月12日まで

監査の結果（指摘、要望事項）	措置の内容
1. 事業費の執行について、平成30年度事業に係る業務委託料の未払いが認められたので、会計年度内に適切に支払うこと。また、事業費の執行にあたっては適切な予算管理に努めること。	1. 事業費の執行について、会計年度内の執行に努めます。 また、事業費の執行にあたっては、市子育て推進課より年3回以上の指導を受けることとし、適切な執行に努めることとします。